

一般社団法人 坂井地区医師会デイサービスセンター
重 要 事 項 説 明 書

坂井地区医師会デイサービスセンター
福井県あわら市東善寺5-27（坂井地区医師会館内）
T E L （0776） 73-8710 ・ F A X （0776） 73-8711

一般社団法人 坂井地区医師会デイサービスセンター

重要事項説明書

坂井地区医師会デイサービスセンターは介護保険の指定を受けています

当坂井地区医師会デイサービスセンターは、ご契約者に対して指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業を提供します。坂井地区医師会デイサービスセンターの概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただくことを次の通り説明します。

1. 事業所

1) 法人名	一般社団法人 坂井地区医師会
2) 所在地	福井県あわら市東善寺5-27 (坂井地区医師会館内)
3) 電話番号	(0776) 73-5366・FAX(0776) 73-5363
4) 代表者氏名	医師会会長 金 定基

2. 事業所の概要

1) 事業所の種類	通所介護 (平成12年4月28日指定) 第1号通所事業 (指定相当通所型サービス) (平成29年4月1日指定)
2) 事業所の目的	通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険法令に従い、ご契約者 (利用者) の方が当デイサービスセンターにおいて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
3) 事業所の名称	坂井地区医師会デイサービスセンター
4) 事業所所在地	福井県あわら市東善寺5-27 (坂井地区医師会館内) 電話 (0776) 73-8710・FAX (0776) 73-8711
5) 管理者氏名	小島 広美
6) 利用対象者	当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方および40歳以上で特定疾病のある要介護認定を受けた方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも、サービスの利用は可能です。

3. 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

一般社団法人坂井地区医師会が開設するデイサービスセンターが行う指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めデイサービスセンターの介護職員が在宅の要介護状態又は要支援状態となった方に対し、適正な通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とします。

(運営方針)

デイサービスセンターの介護職員が要介護又は要支援状態となった利用者の心身の特性を踏まえ、その利用者が可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。

また、事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 坂井地区医師会が行っている事業一覧

坂井地区医師会訪問看護ステーション	平成 5年 7月指定
坂井地区医師会居宅介護支援事業所	平成 11年 10月指定
坂井地区医師会霞の郷訪問看護ステーション	平成 12年 3月指定
坂井地区医師会訪問看護ステーション 霞の郷 (出張所)	令和 3年サテライト化
坂井地区医師会ホームヘルパーステーション	平成 12年 3月指定
◎坂井地区医師会デイサービスセンター	平成 12年 4月指定

5. 通常の事業実施区域

あわら市・坂井市

6. 営業日・営業時間について

営業日	月曜日から土曜日まで
休業日	日・祝祭日・8月15日、16日・12月30日～1月3日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時30分まで

7. 職員の体制

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(従業者の職種、員数)

1) 管理者 (生活相談員・介護職員 {兼務})	1名
2) 看護職員 (看護師 {機能訓練指導員兼務})	1名以上
3) 機能訓練指導員 (理学療法士 {訪問リハ兼務}・柔道整復師・ 看護師2名 {2名 看護職員兼務})	1名以上
4) 生活相談員 (社会福祉主事及び介護福祉士) {3名兼務}	1名以上
5) 介護職員 (介護福祉士 及び 初任者研修) {4名兼務}	3名以上
6) 歯科衛生士 (介護職員 {兼務})	1名
7) 運転手	2名
8) 事務職員	1名
9) 調理補助	1名

(勤務体制と職務内容)

職 種	勤 務 時 間	職 務 内 容
1) 管理者 (生活相談員・ 介護職員兼務)	8:30~17:30	利用者の健康管理、職員の管理、業務実施状況の把握、利用者の申し込みに係わる調整その他管理を一元的に行うとともに、従業者に運営等に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
2) 看護職員 (機能訓練 指導員兼務)	8:30~17:30	利用者の健康管理、状況に応じた苦痛の軽減や悪化の防止などの看護業務を行います。
3) 機能訓練指導員 (理学療法士・ 柔整・看護職員兼務)	8:30~17:30	利用者の健康管理や状態に合せた機能訓練指導を行います。
4) 生活相談員 (介護職員兼務)	8:30~17:30	利用者の福祉等及び介護に関する相談助言を行います。
5) 介護職員	8:30~17:30	入浴・食事・排泄等の介護、日常生活上のお世話や種々なご相談に応じます。
6) 歯科衛生士 (介護職員兼務)	8:30~17:30	利用者の口腔機能を把握し、口腔清掃・摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施を行います。

7) 運転手	8:30~17:30	利用者の送迎を行います。
8) 事務職員	8:30~17:30	介護報酬請求事務を中心とし、提出書類の作成、施設の備品類の管理・発注など、業務の事務的補佐を行います。
9) 調理補助	8:30~14:30	利用者の調理にかかわる補助を行います。

8. 通所介護サービス

居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえて行います。

1) 通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の実施場所：

坂井地区医師会デイサービスセンター

2) その他：提供の困難な時など必要に応じて居宅介護支援事業者に連絡致します。

3) サービスの内容

☆日常生活上の世話	入浴・排泄・食事（昼食）の介護
☆機能訓練レクリエーション	日常生活動作を中心としてその方のケアプランに沿っての必要な機能訓練とレクリエーション
☆生活相談業務	生活や福祉などのご相談にのります。
☆口腔機能改善	各個人にあった口腔清掃・摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施
☆送迎サービス	希望される方には送迎をいたします。
☆家族介護教室	年間1～2回家族介護教室を開催いたします。
☆季節に応じた行事	節分・お花見・クリスマス会など季節に応じた行事を行います。

9. 利用料及びその他の費用

- 1) 指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定める基準とする。当確指定通所介護法定代理受領サービスである時は、自己負担額は介護報酬告示上の額に対し介護保険負担割合書に記載の割合に応じた額となります。

次のものは**実費負担**です。

食費	1回 700円（食材料費＋おやつ代）
教養娯楽費	1日 50円 ※当施設では認知症予防の為、様々なレクリエーションや脳の簡単なトレーニング、行楽を実施しており、それに関わる費用となります。 ※強制ではございません。
喫茶代	11枚綴り喫茶券1,000円（ご希望の方のみ） ※喫茶の日として飲物提供させていただきます。
キャンセル料	お休みの場合、朝8時00分迄にご連絡下さい。 連絡の無い場合は昼食代700円をお支払い頂きます。

2) サービス利用料金（1回当たり）

次の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額は割合書に記載の額）をお支払いください。

* 尚、早朝・延長サービスなどを希望される方はご相談ください。

利用料の自己負担額一覧 通常規模型通所介護費（1割負担の場合）

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一部負担金額	3時間以上4時間未満	370円	423円	479円	533円	588円
	4時間以上5時間未満	388円	444円	502円	560円	617円
	5時間以上6時間未満	570円	673円	777円	880円	984円
	6時間以上7時間未満	584円	689円	796円	901円	1,008円
	7時間以上8時間未満	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
	8時間以上9時間未満	669円	791円	915円	1,041円	1,168円
加算金額	サービス提供体制強化（Ⅰ）	22円				
"	入浴介助（Ⅰ）	40円				
"	入浴介助（Ⅱ）	55円（自立入浴への計画を立てる方）				
"	個別機能訓練（Ⅰ）	イ：56円 口：76円				
"	個別機能訓練（Ⅱ）	20円 / 月（リハビリ計画を厚労省に提出する方） ※（Ⅰ）に上乗せして算定				
"	ADL維持等加算（Ⅰ）	30円 / 月				
"	ADL維持等加算（Ⅱ）	60円 / 月				
"	口腔機能向上（Ⅰ）	150円 / 1回（月2回を限度）				
"	中重度者ケア体制加算	45円 / 日				
"	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月合計利用単価の9.2%				
減算金額	送迎減算	-47円（片道につき）（事業所が送迎を行わない場合）				
実費	食費	700円（食材料費＋おやつ代）				
"	教養娯楽費	50円 / （1日）				
"	喫茶代	11枚綴り喫茶券1,000円				
"	キャンセル料	食費700円（8時00分までに欠席の連絡がない場合）				

介護予防・日常生活支援総合事業費（1割負担の場合）

指定相当通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1		事業対象者・要支援2		
	1,798円 / 月		3,621円 / 月		
	436円 / 回 (月4回まで)		447円 / 回 (月8回まで)		
	59円 / 日 (日割)		119円 / 日 (日割)		
サービス提供体制強化加算 (I)		88円 (1ヶ月)		176円 (1ヶ月)	
送迎減算		-47円 (片道につき) (事業所が送迎を行わない場合)			
口腔機能向上加算 (I)		150円 (1ヶ月)			
介護職員等処遇改善加算 (I)		1ヶ月合計利用単価の9.2%			
実費	食費	700円 (食材料費+おやつ代)			
"	教養娯楽費	50円 / (1日)			
"	喫茶代	11枚綴り喫茶券1,000円			
"	キャンセル料	食費700円 (8時00分までに欠席の連絡がない場合)			
合計		円		円	

- ① 特殊浴利用時、安全保護の為に一部ベルトを使用させていただきます。
- ② 当施設では認知症予防の為に、様々なレクリエーションや脳の簡単なトレーニング、行楽を実施しており、それに関わる費用となります。また、強制ではございません。
- ③ 2割負担の方は一部負担金が倍になり、3割負担の方は一部負担金が3倍となります。
- ④ 体調不良時の理由により短時間利用（2～3時間）は、通常の70%減となります。

尚、ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

3) 利用料金のお支払方法

月末までに請求を送付いたしますので、翌月の10日までにお支払いください。
または、自動口座振替の方は、翌月の20日の引き落としとなります。

10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11. 事故発生時の対応

デイサービスセンターは、利用者に対する指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 2. 災害発生時の対応

災害発生時や気象庁から警報が発令された場合には、通所介護サービスが予定されていても職員の到着を待たず一刻も早く避難をするなど、安全策をお取りください。

次の各号の一つに該当する時は、通所介護サービスの送迎提供は行いません。

- 1) 気象庁から気象又は地震、津波に関する警報が発令された時。
- 2) 原子力緊急事態宣言発出後に退避勧告又は指示が出た時。
- 3) 交通機関等の遮断及び危険な状況と判断した時。
- 4) 事業所が災害に遭い、通所介護サービスの提供が出来ない時。
- 5) 職員が災害に遭い、通所介護サービスの提供が困難になった時。

1 3. 虐待の防止について

デイサービスセンターは、利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 3) 従業者に対して、虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。
- 4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報します。

* 虐待防止に関する責任者 管理者 小島 広美

1 4. 衛生管理等

- 1) デイサービスセンターは、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- 2) デイサービスセンターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① デイサービスセンターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② デイサービスセンターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 5. 第三者評価の実施の有無

現在、実施していません。

16. その他の重要事項

(秘密の保持)

従業者は、業務上知り得た個人情報について、在職中は勿論のこと、退職後も漏らしてはならないことを周知徹底しています。

従業者は、サービスの記録に関する記録を作成し、その完結の日から5年間保管します。

(閲覧・開示)

事業計画・財務内容及びサービス提供記録は、ご利用者の要望があれば、閲覧可能です。お申し出ください。

(苦情申し立ての制度)

1) 苦情解決の体制及び手順

提供した通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

当事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。当事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員氏名・連絡先 顧問弁護士 金井 亨 TEL (0776) 22-7575

【事業者の窓口】	窓口担当者 管理者 小島 広美 苦情解決責任者 居宅介護支援事業所 管理者 飛田 まゆみ 受付時間 8時30分～17時30分 電話番号 0776-73-8710 F A X 番号 0776-73-8711
----------	--

2) 行政機関その他の苦情受付機関

窓口の名称		窓口の所在地	電話番号	F A X 番号
坂井地区広域連合 介護保険課		坂井市坂井町上兵庫 40-15	91-3309	72-3306
あわら市	あわら市市役所 健康長寿課	あわら市市姫 3-1-1	73-8022	73-5688
坂井市	三国支所地域振興課 福祉グループ	坂井市三国町中央 1-5-1	82-8903	82-3852
	丸岡支所地域振興課 福祉グループ	坂井市丸岡町西里丸岡 12-21-1	68-0805	66-0094
	春江支所地域振興課 福祉グループ	坂井市春江町随応寺 17-10	51-9404	51-9422
	坂井市役所 高齢福祉課	坂井市坂井町下新庄 1-1	50-3040	68-0324
福井県国民健康 保険団体連合会		福井市西開発 4-202-1 福井県自治会館 4階	57-1614	57-1615

